

豊前市農業委員会議事録



- 1 招集日時 平成 30 年 10 月 10 日 13 時 00 分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について



議案第 5 号 農地利用配分計画案に関する意見について

議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 7 号 農業振興地域計画変更申請に対する意見決定について



4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数 12名
出席 11名
欠席 1名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	7番	柏木 伸夫	出
副会長2番	青木 一巳	出	8番	寺光 正博	出
副会長3番	畑中 安生	出	9番	山本 一彦	出
4番	磯永 優二	出	10番	我毛 真一	出
5番	山崎 廣美	欠	11番	竹中 博藤	出
6番	内藤 憲士	出	12番	川崎 信彦	出

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長 加来 孝幸
係長 湯越 恵子
仲野 彰信

開 会 の 宣 言

事務局 只今から平成30年10月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中11名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 14時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は4番磯永優二委員と、6番内藤憲士委員にお願いします。会議書記は事務局職員の湯越さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は12件でございます。12件は所有権移転に関するものです。

「議案第1号、通り番1から12を、議案書をもとに朗読」全12件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。通り番3については6番委員に関係する議事があります。退室していただき議事進行をしたいと思いますので宜しくお願いいたします。

(6番委員退室)

議長 議案第1号の通り番3について委員の説明及び意見をお願いします。

通り番3

10番委員発言 通り番3について説明いたします。

通り番3について、場所は豊前東芝エレクトロニクス株式会社より南に150mの農地です。譲受人[]はその周辺の農地を耕作しており、農業経営の規模を拡大するために譲渡人[]の農地を譲り受けるものです。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、6番委員の入室をよろしくお願いいたします。

(6番委員入室)

議長 つづきまして、通り番1について地元委員の説明をお願いします。

通り番1

12番委員発言 通り番1と2について説明いたします。

通り番1について、場所は横矢橋交差点を南に50m付近の農地です。譲渡人 [REDACTED] は耕作管理が出来ないとのことで、譲受人 [REDACTED] が購入するものです。 [REDACTED] の親は付近を耕作しており共同で農業を行っています。

通り番2について、譲渡人 [REDACTED] は宮崎市に在住で耕作管理が出来ないため、親族である譲受人 [REDACTED] にすべて贈与するものです。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番1と2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

3番委員発言 通り番4について説明いたします。

通り番4について、譲受人 [REDACTED] は農業経営の規模を拡大するために譲渡人 [REDACTED] から農地を購入するものです。場所は豊前東部工業団地より200m西側の農地です。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番5について、地元委員の説明をお願いします。

通り番5

10番委員発言 通り番5から8について一緒に説明いたします。

通り番5から8について、譲渡人 [REDACTED] は耕作管理が出来ないとのことで譲受人 [REDACTED]、 [REDACTED]、 [REDACTED]、 [REDACTED] がそれぞれ購入するものです。譲受人はこの付近を耕作しており特に問題も無いものと思われま。特に問題も無く、間違いありませんのでご審議をよろしくお願いいたします。

議長 議案第1号の通り番5から8について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番9について、地元委員の説明をお願いします。

通り番9

10番委員発言 通り番9と10について説明いたします。

通り番9と10について譲渡人 [REDACTED] は千葉県に在住で耕作管理が出来ないので、譲受人 [REDACTED] と [REDACTED]

に売却するものです。場所は東九州自動車道に隣接する農地と東食品の倉庫の横の農地です。譲受人 [REDACTED] は農業をしており、また [REDACTED] は農地所有適格法人であるため、特に問題ないものと思われま。間違いありませんので宜しくご審議お願いいたします。

議長 議案第1号の通り番9と10について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番11について、地元委員の説明をお願いします。

通り番11

8番委員発言 通り番11と12について説明いたします。

通り番11について、譲渡人 [REDACTED] は現在馬場に在住で、申請地は空き家に付随した農地の指定承認を9月に受けました。今回譲受人 [REDACTED] が空き家とともに購入する農地です。

通り番12について、譲渡人 [REDACTED] は現在福岡市に在住で、生家はすでにありません。農業用倉庫があるため付近に在住の譲受人 [REDACTED] が譲り受けて農地と一緒に耕作管理するものです。特に問題ないものと思われま。間違いありませんので宜しくご審議お願いいたします。

議長 議案第1号の通り番11と12について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から12は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から12について原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。
「議案第2号、許可申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

11番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。

通り番1について、場所は青豊高校の前の道路を東側に向かった片平池の北東にある農地です。[]の資材置き場が手狭となった事に伴う拡張を目的とした申請です。申請人の[]は[]代表者の父であるため息子との間で土地使用貸借契約書が交わされており、また、この農地は都市計画用区域内の用途地域内のため特に問題も無いものと思われ、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号、許可申請通り番1について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は4件でございます。
「議案第3号、許可申請の通り番1から4を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第3号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

11番委員発言 許可申請の通り番1について、説明いたします。
通り番1について、貸付人[]と借受人[]は親子です。[]所有の農地を[]が使用貸借によりアパート建設し経営をするものです。場所は青豊高校の東側の農地です。ここは都市計画区域内の用途地域であるため、特に問題も無いものと思われ、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第3号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

6番委員発言 許可申請の通り番2について説明いたします。
通り番2について、場所は恒富の交差点より200m南の道沿いの農地で都市計画区域内の用途地域であります。譲渡人[]が譲受人[]に贈与し、地域のゴミステーション及び家庭菜園とし

て利用するものです。添付書類もある特に問題ないものと思われま
す。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。
地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番3につ
いて、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

6番委員発言 許可申請の通り番3について説明いたします。
通り番3について、場所は久路土の交差点より200m南西の農地で
す。譲受人 [REDACTED] が譲渡人 [REDACTED] の土地を購入し家を建築
するものですが、申請地と購入する土地が隣接しているため一緒に
購入し露天駐車場として利用するものです。集落に接続しており特
に問題も無いものと思われます。間違いありませんので宜しくご審
議お願いします。

議長 議案第2号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。
地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番4につ
いて、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

6番委員発言 許可申請の通り番4について説明いたします。
通り番4について場所は明泉寺から50m北側の山際の2枚の農地で、
水も来なく、生産性が低い農地です。現在は農地の管理のみを行っ
ています。譲受人 [REDACTED] が既存墓地が手狭に
なったため16区画分の敷地を拡張するために、譲受人 [REDACTED]
の農地を購入するものです。関係書類は添付されており特に問題な
いものと思われます。間違いありませんので宜しくご審議願いま
す。

議長 議案第3号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。
地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の農
地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り
番1から4は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号、許可申請通り番1か
ら4について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画

の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通じた所有権移転及び利用権貸借の関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第4号については原案通り可決することにいたします。

議長 議案第5号 農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について、農地中間管理機構を通じた賃借権設定ですが、地元の委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 これについてご意見はありませんか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第5号 農用地利用配分計画(案)に対する意見決定については原案通り可決して意見を進達いたします。

議長 議案第6号 農用地利用集積計画作成申出書に対する意見の決定について、地元の委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第6号について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとの事ですので、議案第6号については原案通り可決いたします。

議長 議案第7号 農業振興地域計画変更申請に対する意見決定について、今回は除外と編入及び錯誤による変更があります。地元の委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 これについてご意見はありませんか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第7号については原案とお

り可決することにいたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって10月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
14時20分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

平成30年10月19日

議長 松本克己 

4番委員 磯永優二 

6番委員 田藤憲七 

